公示送達書

○税告示第23号
令和8年11月19日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県筑西県税事務所長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
AGOSTINHO OHNUMA MARIA MARGAARETE	地方税法第72条の２及び茨城県県税条例40条に基づく	

（注）　地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。